

後、北朝を正として、南朝を其間に附し、従つて代敷を算するにも、後醍醐天皇より光厳天皇以下北朝の諸帝に及びて南朝の諸帝を略せり。これ一種の對立論にして、又正閏論たり。而して其理由として説明するところを聴けば、後醍醐帝延元元年遷幸吉野、自是有南朝南帝之稱、然後醍醐無讓位之儀、光明帝爲尊氏、被立則終後醍醐之世、帝統之正可在吉野、至後村上則不可無都鄙之辨、況北朝帝運傳至今已一載、故至此以三北朝爲正、附三南朝於其間といふにあり、余は本書の史實を叙するに兩朝對立を以てするの用意を諒とせざるにあらざるも、其正閏の標準に至つては繪旨の透徹を缺き自家撞着の譏を免れざるを惜む。若し後醍醐天皇の讓位なく、尊氏に擁立せられしが爲めに正位にあらざるといは、光明天皇以下北朝の諸帝は皆不正位と看做さるべからざると共に、後醍醐天皇の皇統を承けられし南朝の諸帝は皆正位たるを得ん、次に皇都の所在を以て皇位の正不正を判する事の如き、通鑑が安德後鳥羽の兩帝の條に於てこれを對立とし、都鄙有二帝、政權在武臣と書せるに對照するも、こは對立の理由とこそなれ、所謂正偏を判定すべき要件たるべくも思はれず。是に於て其最後に擧げたる北朝の帝運の傳へて今日に至りしといふの一事は北朝正位の唯一の理由たらざるを得ず。されどそは全く事體を辨へざるの淺見なり。頼山陽が嘗て北朝正統論者より北朝の臣子として南朝の正統を論ずるの今の朝廷に諱むべき事なるを説かれて、今朝廷者神武以還大一統之朝廷也、何以曰北と喝破せしは、道義的見地より視てたしかに確論なりと謂ふべし。

北朝正統論の史論として名教論として傾聴すべきものなきは、古今皆然り。堂々たる林家の本朝通鑑が兩朝の正閏を論斷するに、區々都鄙の説をなして、神器の所在を顧みざるが如き、余は其餘りに没分曉なるを憐れまざるはならず。吾人は常に南北朝の語を口にすると馴るゝも、南朝はもと武家側の指稱にして、自ら神皇の正統を以て任せらるゝ當年の朝廷の甘受し給ふべきところにあらざるのみならず、都鄙の關係より輕重の觀を生ずるの嫌亦これなきを保せし。若し代ふるに當時に於て寧ろ一般の通稱たりし公家武家の稱呼を以てすることを得ば、最も兩者の眞價を甄別するに適當なると共に後世歸嚮を誤るもの自ら其跡を絶たんか。(三月五日稿)

教科書に於ける南北正閏問題の由來

文學博士 三上參次君談

教科書に於ける南北正閏の事は意外の大問題となつた。我輩は學者として、教育者としても常に皇室の御爲め將た國民の爲めに善かれかしと思つて議論するのである。今回の問題に就いても當然代敷を明記し得る時機に到達するまでは、姑く正閏を問はずといふ誠を執つたのも根本は矢張り其處にあるのである。今や政府は至大なる決心を以て南朝正統主義を執ることとせられしに依つて教科書も改訂せらるゝこととなつた。又おひひ國家制度の上にもその主義があらはるゝ以上は、我輩は謹んで之に服従するのである。史學専門家として南北朝の研究をすることは無論自由であらうが、それは今尙發表の好時機で無いと考へる。たゞ此際此問題の經過を話して、從來此問題に就いて帝國議會の速記録をばじめとせ、新聞雜誌の傳ふところにも甚だ誤謬の多いことを明らかにして置くのは、何の點から觀て

歴史事實としては南北朝は並立 我輩思ふに南北朝は國史中の事實としては、何處までも並立である。持明院大覺寺兩御皇統の御方々が同時に兩方に天皇であらせられた。公卿衆も兩方に分屬して居た。將士もまたさうである。天下の民もまた或は南朝の正朔を奉ずるものもあり、或は北朝の年號に従つて居たものもある。これは歴史上の事實で、誰れが何んといつても動かないところである。たゞこれより進んで皇室將士などに批評を加ふるに及んで、始めて忠奸邪正若くは正閏の問題が起るのである。

史學上の研究 歴史事實として我輩は兩朝の並立を認めたいのであるが、同じ北朝といつても光厳天皇の御一代、及び光明、崇光の御二代、後光嚴、後圓融の御二代はおのゝ多少事情を異にして居らせられる北朝を否認する學者でも光嚴天皇だけは之を正統と云はなければならぬといふ人もある。それは光嚴天皇は北條高時の擁立とは申すものゝ、又後醍醐天皇が隱岐から御還幸のときに重祚の禮を用ひられなかつたからして自然光嚴天皇は認められぬといふ議論もあるものゝ、天皇は夙に皇太子に立たせられ、又立派に花園上皇の院宣により神器を受けて即位せられた上は之を天皇と認めざるを得ない。後醍醐天皇の還幸後は之を重祚と認めざるを得ない。説くのである。又北朝正統説を主張する人の中にも後光嚴後圓融の御二代には神器の眞物は、勿論偽器も無いから此御二代にはまことに困るといふ説の人もあるやうである。是等のこ

普通教育上の歴史は史學とは別である 我輩が史實として信ずるところは右の如く兩朝並立であるとしても、之を風物の上殊に小學校教育に施すに當つては彼と此とは自から別物である。それは我輩も十分承知して居る。此は國定歴史教科書の他の部分が如何に取扱はれて居るかを見れば如何に悪口好きの人も能く分るであらう。されば南北朝に就いてもたゞ史學者の議論を提出したのではなく、今日の場合國民道徳を教へる上には於ても矢張り始らく事實のまゝに語る方がよろし。日本の臣民は皇室の御事には安んじに容察してはならぬ。特に王政維新後の今日に在りては小學の兒童などには正成義眞尊氏直義等の忠奸邪正をこそ説くべけれ、兩皇室の御間には容易く正閏輕重を云はぬ方がよろしいとの趣意で原案に同意したのである。

歴史教科書編纂の順序 そもこの原案といふは喜田博士之を草し、我輩等三人同じく起草委員たるもの之を審査し、その提案を歴史部の委員會にて審議し、さて之を委員總會にて決定して文部大臣之を認可し之を公にすといふ順序になるのである。

起草委員として姑く正閏問題に接觸せずと決するに至りし理由 さて原案者も史學者として南朝は無論正しい、但し北朝の皇室も亦貶斥し難しといふ多くの證據を持つて居

る。大日本史の編纂せられた頃は所謂武家時代である、その頃、尊王と云へば政權を皇室に恢復するといふ事が大目からその用意がある、歴史を基礎として大義名分を説く上には、自らの達せられた上は、尊王といふことも御一新に於ける目的は、一層廣く且つ、尊王といふことも御一新に於ける世界の強國の一となり、列國對峙の世の中にある日本に在つては、鎖國時代の、しかも武家政府を倒すの一大眼目であつた。時代の尊王心とは、自から趣を異にせねばならぬ、況んや、實に基ける徳育は成るべく史實に伴はなければならぬ、國民の傳説は無論尊重すべきものである、けれども比較的、新しい時代の傳説は正確なる史實の研究せらるゝに従つて、自ら多少の變化を受べきは是れまた餘儀なき次第である、更に又試に之を日清日露の兩大戦役について考へても分る、この兩役には我兵士は忠勇無双といふ事實を示したのである、彼等の念頭には正成尊氏の區別ははつきりあつたであらう、しかし、兩皇室の正閏といふ事に就いては御一新前の志士や、外史や日本政記を讀んだ人ほど深く之を考へて居たかどうかは、問題である、兩皇朝を輕重し之を軒輊せずとも、君國に忠愛なることは十二分に出來るのである、大義名分はもとより、事である、さりながら之を唯一の理由として十分に史實を明かにせず、御歴代を是非し之を黜陟し奉るに至つては、日本の國民として不穩當の事と思ふ、然り我輩は日本國の臣民の分として決して穩當で無いと確信する、故に皇統正閏の事は御一新後の今日にあつてはまづ小學兒童などにはいは

りである、文部省の考は之と違つた點があるかも知れぬが、我輩の關係した限りに於ては理由は右の通りである、此の談話は三上一己の考であるから、特に其の旨を斷つて置く、さて出來上つたところの

兒童用教科書の文句は穩かなものである

單なるものであるからして、南朝を正統として書いても、兩朝を並立として書いても、主義こそ違へ記載の上には大なる相違は無いのである、たゞ御歴代の表に於て書き方が違ふ位のことである、從來の中學校以下の教科書に於ても大抵さうである、世間で頗る非難せらるゝところの、

尊氏錦旗を擁して東上し

云々の文句も原案者はその文句の上の方に、尊氏は西國に奔るに當り、賊の名を避けるがために、早くも、光嚴上皇の院宣を請ひ奉りて、云々とあるに引き續きて、尊氏の奸猾手段を執るをあらはした積りである、然るに「賊の名を避けるが爲に」の句と「錦旗云々の句とが大分離れて居たために、かゝる非難を受けるやうな事となつたので實に遺憾である、しかしその趣意は右の通りであつて、かゝる非難を受けやうとは委員中誰か思ひも寄らなかつたのである、然るに、

教師用教科書が累のもの

となつた我輩は、元來教師用書の必要に就いては、疑を懐いて居つたものだが、文部省では地方の状況、況を視察したとき、小學教師が、教科書を説明するに當つて、まづ、略取捨の宜しきを得ざるものあるを見て、教師用書を作つたのである、されば南北朝を説くに當つても、臣下に就いては十分に忠奸邪正を教ふべし、皇室の御事には臣子の分として、輕く正閏輕重を説くに及ばずとの趣意を書き添へたのである、これが實に累の源となつたのである、こゝろへその火の手を煽つたのは、

文部省の講習會にての喜田博士の講演

である、文部省では舊冬全國の師範學校長を招集し、穂積井上の二博士及吉田學士をして國民道徳に就いての講演をなさしめた、そこへ喜田博士が文部大臣の命によつて

南北朝史論 教科書に於ける南北正閏問題の由來 (文學博士 三上參次)

の方面が得策だらう、もと、正閏の議論は革命國なる支那の歴史の上のこと、之を萬世一系の帝室を戴ける我が邦に宛ては、最早今日では不必要のものであらうと考へて居つた明治三十六年以來の考であつた、ところへ、

我輩の考を確むる事實が起つた

かく史實の上よりは勿論、小學教育の上よりも姑く兩皇統の正閏論には觸れざるを可とすと云ふ意見のところへ丁度明治四十年の事である教育に關係ある「アメリカ合衆國の某所から文部省へ宛て世界各國の帝王の世系代數を調査して一定したいから回答を乞ふ」といつて來た、文部省では恰も教科書の修訂中であつたが、之を重要な事項として編纂關係者一同へも諮詢し尙或る筋とも協定の上結局文部省は文部省だけの考で「アメリカ」へ返答を與へて置かれた其返答の内容と教科書の記載とは全く一致することになつたのである、さて其筋でそれが如何に決定せらるゝかはもとより窺ひ得られない御代數が極まらば御歴代に關係して他のいろ／＼の疑問も自然に解決せらるゝ譯である、御一新後朝廷に於て南朝の功臣を祀らるゝことなどより自然南朝正統かとも思はれるが、しかしまた御祭祀御陵墓の御事先帝に至るまで御歴代の御覺召など諸種の證據から推し奉れば必ずしもさうとも見えぬ、若し先きに國定教科書の土に御歴代の御順位を決定しそれが或る關係から他日少しして變更せねばならぬことがあつては面白からぬ事である、故にかた／＼姑く兩朝並立の姿とし、正閏問題には接觸せぬことにせられたのである、教科書のこの點に就いての由來は右の通

飛入となつて、歴史教授に於いての講演をした、蓋し是より先喜田博士は國史の教育」と題する著述を、公にした、文部大臣も之に序文を書かれた、ともあるから、或は其著述の趣旨で講演しても、差支ないとの話であつたのである、かゝる推測する、然るに聽講者の或るものは喜田博士の兩朝問題の説明を聞いて驚いたものと見える、或は喜田博士は北朝正統の説を述べたかの如くに聽いて居る者もあるが、喜田博士は之を辯明して南朝正統の事は學校長も承知して居らうから之を略し、たゞ北朝の皇室もまた輕んずべからざる證據を列挙したのであるといつて居らるゝが、同博士は議論の鋒世のいつもなかく、鋭い方であるから、聽衆の或るものは誤解したかも知れぬ、この講習會にての喜田博士の講演の内容は我輩はまた十分には知らぬのである、これがだん／＼評判となつて人々が注意するやうになり、遂に元代議士藤澤元造氏の講習會に於ける質問提出となつたのである。

我輩と藤澤元造氏との會見に至る順序

藤澤氏が質問の提出に及んだのは、早稲田大學の牧野謙次郎氏松平康國氏等の勧めに由るといふことが新聞紙上に見えて居たが、我輩には眞偽は分らぬ、さて文部大臣は多分かゝる問題の講習會にあらはるゝを好まれぬからであらう、藤澤氏に面して質問書の撤回を望まれたといふことである、藤澤氏は承知しない、そして教科書に關係ある學者側の説明を聽きたいとの趣で、大臣より我輩に會見せよと傳へられた、喜田博士も同席だが、同博士が應接して若しも相手方を激せしむる様子があつてはいかぬといふので、我輩に應接せよといはれた、我輩は少なからず迷惑に思ふたが、教科書の起草委員の一人であるから、責を辭すべきでない、そこで承諾をして二月の十日に文部省で會見をしたのである、これがそも、我輩が喜田博士同様今回の問題で攻撃の矢面に立ち、或る新聞では元兇などいふ迷惑千萬なる稱呼を受けるに至つた原因である。

會見の様相

是日文部省側からは我輩の外に松村普通事務局長、文部圖書課長喜田博士が列席し、藤澤氏の方には前記の牧野松平二氏が同伴であつた、話が少し諄く且つ頗る繰り返すに似るやうだが、後日の重大なる誤傳の基をなした事であるから、詳細に其時の様子を語りうと思ふ、當日午後

運を天壤と共に無窮ならしめ奉るのである、然るに今日以後がさうであるからして、過去にも一時も兩帝並立の事實が無かつたといふのは今を以て古を律するといふもので、事實の無視であるといはなければならぬ、又憲法學者の中には三四の條件を立て、之に該當せざる御方々は正當の天子で無いと論じて居る人がある、北朝の天子を斥ける爲には都合のよい議論であるが、それでは百廿數代の御歴代の中には他に之に該當し給はざる御方のあることを承知せねばならぬ、過去にも自から形式は定まつて居たもの、尙典範のやうな嚴正なものは無かつたから、自から變例もあるのである、我輩から見ればこれも亦臣子として妄りに御歴代を是非する一種の不備なる議論とよりは受取られぬのである、かゝる議論のあるのも亦一つの心配である、しかし我輩は進んで議論はせぬ譯である、たゞ過去の成行を明かにするに止めて談話をこゝで終結とする。

附言 同じく教科書調査委員なる井上哲次郎博士が何時でも如何なる方法でも其意見を發表し得られたにかゝらば予會議の日に缺席したとの理由で教科書委員總會の決定を非難して居られるが其東京朝日新聞社員に話された談話の中に何の關係のあることかの大逆事件の一人なる森近運平が長くも皇室に對して不都合なる考を懷くやうになつたのは或る二の史學家に出入したからの事である云々との意味のことがあるこれは森近運平が實際某氏の某史と某氏の某史との二書を讀んだことのある

一般に其書の作者を知らず、從つて又作者の立場を知らぬものが随分少からずあります。近頃北朝側の史料として人のよく例に引く續神皇正統記なども、其一であり、私には此作者に就いて調べて貰ふことがありますが、

元來此續神皇正統記と云ふ書物は、名から云へば南朝方の功臣北畠親房卿の書かれた神皇正統記を書き續いたものゝやうに思はれますが、實際は北朝を正統として書いたものであります。故に故賢先哲も、此事に就いては疑ひを生じ、屢々考證もし、議論もしましたので、中には此書を續神皇正統記と呼ぶは不都合であると云つて、正統源流と名けた學者もあります。併しこれは私事であつて、此書の作者自身の考へは決して後世の人の見るが如きものではなかつたのであります。其證據には、續神皇正統記の始め光嚴院天皇の條(群書類聚本卷三十帝王部續神皇正統記第二葉)に、抑此記は北畠親房卿(號ゆるさし)南朝の寵臣として録出せり後村上天皇諱は義良第九十六代第五十世云々これは南方僞主の御事にて當朝日嗣には加奉らず而今此御宇をそ治天再興の主とは申奉らすべき五行大義といふ書に若人君遠賢良近讒佞殺忠諫棄法律疎骨肉赦罪人廢嫡立庶則禁宗席宮室燎于民居云々後嵯峨院御正嫡の御流として誠に神皇正統の正理に歸し此記の名目自然の道にかなひ侍る御事よとふしぎにも奇特にも侍るかなとあり、又其末尾に「神皇正統記至 後醍醐院令錄之全部也 光嚴院以來繼嗣奉加載之爲補老後之忘氣也 匪敢爲續集矣 小槻宿禰判」とあります。是に依て觀れば、此書の作者はどこまでも北朝が正統であると確信して北畠

南北朝史論 續神皇正統記の作者に就て (文學博士 井上賴園)

を指されたのである如何様な書物を讀んでも溢に盜に悟り惡徒は惡しき方に悟るのである森近の徒は日本外史を讀んでも日本政記を讀んでも夫日本史を讀んでも馬子や入鹿の如き將門の如き惡例を見て感服するのであらう某々二君の著者こそかゝる所に引き合ひ出されて御氣の毒な次第である然るに井上博士は教科書問題の談話中に漠然と一二の史家といはれたがために時節柄その一二史家とは三上や喜田のことであらうと誤解して居るものがあるといふことである三上等の迷惑はこの上も無い或は筆記した人の間違ひは知らぬがとにかく井上博士の如き地位あり名望ある學者の口から時節柄をも顧みず冤罪を同僚に被らしむるが如き言動をせられたのは深く同博士のために惜むところである事柄が事柄故一言こゝに辯じて置く。

續神皇正統記の作者に就て

文學博士 井上 賴園君談

續神皇正統記なる書名の由來

私は宮内省の圖書寮に奉職して居る身分でありますから、南北朝正統論の如き問題に就て立ち入つたお話しをするには出来兼ねます。世人が井上一個人の意見として聽いて呉れれば宜しいが、若し宮内省の意見でもあるやうに解せられると影響する處が少くありませんから、其方は御免を蒙ります。併し當時の人の書き残した書物で、今日有益の史料となつて居り乍ら、世人准後の神皇正統記に就て 後醍醐天皇までは認めるが、其次の後村上天皇は認めない。これは南方の僞主にてあらせらるると云ふ見地から、神皇正統記の後醍醐天皇の次に光嚴院天皇以來の北朝方の御繼嗣を加載し奉り、兼ねて神皇正統記の誤りを正すと云ふ考へで、續神皇正統記と名けたのであります。故に作者の考へでは此書目は至極適當であると自から信じて附けたものであつて、後世の人の如く不都合の書名であるとは考へて居なかつたのであります。

獨り續神皇正統記の作者のみならず、當時の人は多く北朝の正統なることを信じて居ました。而して、此思想は延いて徳川時代にまで及びましたが、徳川時代になつて、水戸光圀卿が出て、始めて大義名分を明らかにし、宗家の不利益と知りつゝ、大義滅親の筆法で南朝の正統を主張せられ、次で山崎闇斎、淺見綱齋等の學者が出て、一層其説を確め、近くは頼山陽が出て、南朝正統説のために辯論頗る努めました。而してその南朝正統説が明治維新の原動力で、今は國論となつて居ります。尤も今日と雖も學者は學者の見識態度で、自己の研究の結果を一個人の學説として發表することは一向差支へないことではあります。然し一個人の學説として發表するにしましても、希くは事實と大義名分とを混同することなくして、よく之を區別し、然る後に斷案を下されたいのであります。而して事實を述べるときに當つても先づ之を十分に調査研究して、決して誤りを傳へないだけの用意覺悟があつて欲しいものであります。而かも私の考へでは今日の如き時代に於て、續神皇正統記の作者の蹤を追ふのは、最早時代後れではないかと思ひます。

續神皇正統記の作者及其家柄